

研究セキュリティ・インテグリティに関するリスクマネジメント体制整備支援事業 公募要領

1. 背景・目的

我が国の科学技術力の向上のため、オープンで自由な研究環境の確保による国際協力を一層推進する必要がある一方、研究活動の国際化、オープン化に伴う研究の不正流用や技術流出のリスクも指摘されており、こうしたリスクへの対処は経済安全保障上の喫緊の課題となっている。

こうした中、G7等主要国では、各国が経済安全保障上の重要技術についての政策を公表しているほか、G7 作業部会での報告書では研究セキュリティ・インテグリティ(以下「RS/RI」という。(※1))のベストプラクティスが整理されるなど、国際的にも RS/RI の議論が高まりを見せている。

我が国においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、研究者の健全性・公正性に関する適切な情報開示と所属機関におけるマネジメントの強化等、研究インテグリティの確保に向けた取組が行われてきたが、外国籍研究者による機密情報漏洩事案の発生や研究機関等に対するサイバー攻撃も発生しており、研究セキュリティの観点からの取組の強化・徹底が求められている。

さらに、経済安全保障法制に関する有識者会議(令和6年6月4日)からも、諸外国の先進的な取組と同等の技術流出防止策が必要である旨が提言(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_dai10/siryousei.pdf)されたところであり、研究機関等における RS/RI の強化は急務である。

このため、G7など同志国等の RS/RI に関する政策やその実態を踏まえ、経済安全保障上の重要技術を扱う国内の資金配分機関や大学、国立研究開発法人、企業等、研究開発を行う機関(以下「研究機関等」という。)に対し、RS/RI の取組強化を支援するため、国際的な共同研究等の実施に当たり必要な公開情報の収集・分析及び当該情報等に基づくリスクマネジメント(※2)に資する事業を実施する。

本事業による支援を通じ、研究機関等の RS/RI 体制の強化・徹底が図られることはもとより、研究機関等の規模や実情に応じて求められる RS/RI の取組を検証し、支援を通じて得られた成果や課題について、政府が研究機関等向けに令和7年度中に策定予定の RS/RI に関する手順書(以下「手順書」という。)策定に活かすためのリスクマネジメントの事例収集や成果・課題等を抽出することを目的として実施するものである。

※1 RS/RI の考え方

本公募要領では、研究インテグリティとは「研究活動の健全性、公正性、透明性を保つために、常に研究者や研究コミュニティに順守が求められる認識や行動の原則(研究者や研究機

関としての行動規範)」、研究セキュリティとは「研究活動の健全性、公正性、透明性を毀損するリスクから研究コミュニティ(研究活動)を守るために、必要に応じて、研究者や研究コミュニティに求められる認識や行動」とする。

※2 リスクマネジメントについて

本公募要領では、「組織として、利益相反、責務相反を犯すリスクや重要技術が流出する等のリスクを確認、評価し、必要に応じて、事案発生時における損失・毀損等を抑制するために必要なリスク軽減措置をあらかじめ講じること」とする。一般的には、リスクの確認(研究者及び共同研究者(企業等)に関する経歴や研究歴、兼業先、渡航歴、研究資金源等、研究に関する各種情報の収集等)、当該リスクに対する評価・分析、それに基づくリスク判断、リスクへの対応(リスク軽減策の措置等)という一連の取組が想定される。

参考として、リスクマネジメントの流れのイメージを以下に示す。

【リスクマネジメントのイメージ】

① 情報の収集:どのようにどのようにリスクの認識、分析、判断に必要な情報を収集するか。

【研究者】

- ・ 大学に対して適切な申告、報告を実施
- ・ 自らの行為が問題ないか相談窓口へ相談

② リスクの確認:誰がどのような情報に基づいてリスクを認識するか。

【研究機関部局担当係】(安全保障輸出管理、利益相反、共同研究、寄附等)

- ・ RS/RI の観点でリスクがある場合、相談窓口へ相談

③ リスクの分析:誰がどのような評価基準に基づいてリスクの分析をするか。

【専門委員会・相談窓口】

- ・ RS/RI の観点でリスクがあるか確認
- ・ 経営判断が必要な場合、委員会で対応を検討

④ リスクの判断:誰がどのように受け入れ可能なリスクかどうかの判断を行うか。

【委員会】

- ・ サイエンスメリットとRS/RI上のリスクを比較し、大学としてリスク判断

⑤ リスクへの対応(リスク軽減策の措置):誰がどのようにリスクへの対応(モニタリング含む)を実施するか。

【専門委員会・相談窓口】

- ・ 対処方法を検討し、部局担当係及び研究者へ提示

【委員会】

- ・ 必要に応じて対象者へ指導・要請

⑥ ①へフィードバック

引用:令和3年度文部科学省「研究インテグリティの確保に係る調査分析業務」

2. 支援の具体的内容

経済安全保障上の重要技術(※3)を扱う国内の研究機関等における、国内外における共同研究等を実施する際に必要となる技術流出防止対策を支援する。具体的には、研究機関等の規模や実情に応じた、研究者(研究機関等含む)の公開情報(経歴、兼業先、研究資金源等)の収集・分析など当該情報等に基づく上記※2のリスクマネジメントの実施に係る経費(例:情報の収集やリスク確認のための学術論文や知財 DB の整備、外部専門機関を活用、リスク分析のための高度専門人材の活用、リスク軽減のために必要な実験室への入退室を管理するための生体認証システムやセキュリティカメラの設置等の取組等)を支援する。研究機関等は、上記※2.のリスクマネジメントの一連の流れについて、現状の取組と比較し、本事業の支援によって得られる効果を想定し、具体的な支援内容を明らかにすること。

なお、本事業の実施報告については、8. に定めるが、上記※2.のリスクマネジメントにおける①～⑥の個別の取組についての効果検証ではなく、①～⑥の一連のリスクマネジメントプロセス全体についての効果検証を求めるものである点に留意すること。一連のリスクマネジメントの結果として、リスクが無いと判断した場合でも、その判断に至った経緯や判断基準を整理するとともに、リスクが特定された場合に備えてどのようなリスク軽減措置を取ることを検討・予定していたのかを明らかにすること。また、従来の取組と比較したコスト面での評価についての観点も盛り込むこと。

※3 経済安全保障上の重要技術について

「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」(令和4年9月30日閣議決定)

([<4D6963726F736F667420576F7264202D208E9197BF82562093C192E88F6497768B5A8F708AEE967B8E77906A88C42E646F6378>](#))で掲げられた下記20の技術領域を参考に、研究機関等が経済安全保障確保の観点から重要な技術とする。

- バイオ技術
- 医療・公衆衛生技術(ゲノム学含む)
- 人工知能・機械学習技術
- 先端コンピューティング技術
- マイクロプロセッサ・半導体技術
- データ科学・分析・蓄積・運用技術
- 先端エンジニアリング・製造技術
- ロボット工学
- 量子情報科学
- 先端監視・測位・センサー技術

- 脳コンピュータ・インターフェース技術
- 先端エネルギー・蓄エネルギー技術
- 高度情報通信・ネットワーク技術
- サイバーセキュリティ技術
- 宇宙関連技術
- 海洋関連技術
- 輸送技術
- 極超音速
- 化学・生物・放射性物質及び核(CBRN)
- 先端材料科学

3. 支援対象者

国内に研究拠点を有する研究機関等(国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している機関(国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関及び資金配分機関)のうち、以下の①～④に示す要件を全て満たす下記機関を対象とする。

- ① 本事業の実施に当たり必要となる体制、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- ③ 提案書類の提出期限の日から採択決定までの期間に、内閣府から補助金交付等停止措置又は指名停止措置等の措置が講じられている機関ではないこと。
- ④ 次の各号のいずれにも該当しないこと
 - a. 提案機関の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - b. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - c. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - d. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - e. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4. 事業の実施体制について

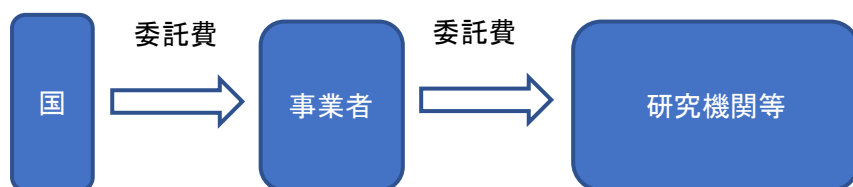
本事業は、単独の研究機関等による提案の他、複数の研究機関等から構成される連携型（代表機関と参画機関による複数機関）提案のいずれの形態で行うことも可とする。ただし、単独の研究開発機関等が複数の申請に参加することはできない。

連携型の提案については、あらかじめ代表となる研究機関等（以下「代表機関」という。）と参画する研究機関等（以下「参画機関」という。）間での責任と役割を明確化した上で、参画機関と調整の上、全体を取りまとめて提案すること。

代表機関は、事業者との委託契約に関する一義的な責任を持ち、事業期間を通して、事業運営の中心的な役割を担う。参画機関は、代表機関と必要に応じて事前協議の上、代表機関と委託契約、守秘義務契約等を締結するなど、事業の執行を適切に遂行すること。

採択された機関（代表機関を含む。）は、事務局委託事業者（別途内閣府が委託する事業者。以下「事業者」という。）と個別に委託契約を締結し、本事業を執行する。

○事業のスキーム図



5. 事業対象経費等

本事業の支出対象経費及び支出対象外経費は以下のとおりである。

(1) 支出対象経費

直接経費	人件費	人件費	事業に従事する者の人件費 業務に必要な業務補助を行う補助員（URA、RA、技術補佐員等）の人件費
	業務費	諸謝金	事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費
		旅費	事業の実施に必要な旅費に係る経費
		会議費	事業の実施に必要な会議等の開催に要する経費
		消耗品費 (借料および 損料)	事業の実施に必要な物品の購入費、事業を行うために必要なソフトウェア購入費等）、機器リース料等
	通信・運搬費	事業の実施に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等	

		外注費	事業の実施に必要な経費のうち、受託者が直接行うことが出来ない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費。
		委託費	業務を実施するに当たって受託者が、委託業務の一部をさらに第三者に委託する経費。
	共同実施費	共同実施費	業務を実施するに当たって、受託者が委託業務の一部を第三者と共同で実施するために要する経費。 ※共同実施費については、直接経費(人件費＋業務費)と間接経費(一般管理費)の合計額の1/2を超えて計上可能。
	その他	その他諸経費	上記の各項目以外に、本事業の実施に直接必要な経費 ・広告宣伝費、求人費 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料、クラウド利用料等)
間接経費	一般管理費		委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、委託契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。(受託者の内部規定等で定める率で計上可能)

(2) 支出対象外経費(例)

- ・建物施設等の整備等に関する経費
- ・事業内容に照らし合わせて当然備えているべき機器・備品等(机・椅子等の什器類、事務機器等)に関する経費
- ・その他事業に関係のない経費

6. 事業期間

採択決定後、事業者との委託契約締結日から令和8年1月 31 日まで

7. 支援件数・規模

本事業の採択件数は 10 件程度を予定し、1 件当たり上限1億円(間接経費[一般管理費]込)とする。また、連携型の提案においては、1 件当たり上限 1.5 億円(間接経費[一般管理費]込)とする。ただし、予算の範囲内において、採択機関数や支援額は増減する場合がある。

8. 実施報告

採択機関は、本事業の実施内容を報告書としてとりまとめ、事業者へ提出すること。報告書に記載する事項としては、本事業の支援により実施した内容(※2. の一連のリスクマネジメントプロセスの効果検証等)及び課題の整理、今後の対応策や展望等とする。報告書の詳細や形式については、採択決定後に内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及び事業者と協議の上、決定するものとする。

また、事業実施期間中、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局は、手順書策定に向けた検討の資料として使用するため、中間報告を求めるとともに、必要に応じて適宜、事業の進捗状況・予算執行状況をヒアリングすることがある。

採択機関が提供する情報については、その情報の機微性を鑑み、事前に内閣府科学技術・イノベーション推進事務局と協議の上、公表の程度及び可否を含め、提供する情報の範囲を予め決定するものとする。

9. 応募方法等

(1) スケジュール

公募・選考のスケジュールは以下の通りである。

公募開始	令和7年2月 19 日(水)
申請書提出期限	令和7年3月 24 日(月)12 時(正午) 必着<厳守>
書類審査	3月下旬
ヒアリング審査	3月下旬~4月上旬
採択の結果通知	4月上旬
契約手続き~支援開始	4月中旬~5月中旬

※上記のヒアリング審査以降の日程は予定であり、今後変更される場合がある。

(2) 申請者

申請者は、大学等の長とする(連携型での申請の場合は、代表機関の長とする)。

(3) 応募書類

ア) 申請書の内容

【基本情報】連携型申請の場合には、申請機関と連携機関の役割分担に留意して記載すること。

【1. 全体概要】

【2. リスクマネジメントのこれまでの取組状況】

【3. 経済安全保障上重要と考える重要技術等】

【4. 研究セキュリティ・インテグリティ強化に向けたリスクマネジメントに係る取組内容】

【5. 事業終了後の取組・将来構想等】

【6. 資金計画】

イ) 提出方法と提出先

内閣府 HP から応募書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、書類一式を下記の宛先まで電子メールで提出すること。提出期限後の資料の提出、差し替えおよび訂正は認められないため、提出期限を遵守するとともに、内容等の確認を十分に行うこと。

※いずれもサイズは1ファイルあたり合計20MB 以内としてください。

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局研究環境担当

所在地: 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第8号館6階

E-mail: rsri.model.koubo@cao.go.jp

ウ) 問い合わせ先

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

担当(小林、江上、阿部、武田)

所在地: 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第8号館6階

E-mail: rsri.model.koubo@cao.go.jp

10. 審査方法・審査基準等

(1) 事業者が開催する有識者等を構成員とした審査委員会の審査において、以下(2)の審査基準に基づき採択の可否を決定する。なお、選定過程において、申請機関に追加資料の作成等を求める場合がある。

(2) 審査の観点

事業の選定にあたっては、以下の観点から評価を実施する。

ア) 事業内容の新規性・妥当性

- リスクマネジメントの取組内容が研究機関等の特徴や規模、実情に応じて特徴的な取組

(連携型の場合は連携して実施することによる意義(効果的な契約の実施等))となっているか。

- 提案する事業内容は、本支援事業の目的、趣旨と合致しているものとなっているか。特に、RS/RI 強化に資するリスクマネジメントのこれまでの取組状況(生じた課題やそれら乗り越えた知見等)または将来構想等を踏まえ、重要技術の考え方や、リスクマネジメントの取組が、研究機関等の特徴や規模、実情に応じた適切なものになっているか。
- 事業の実施体制や必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。

イ) 事業としての発展性・波及性

- 本事業で得られた知見を元に、その他の研究機関等や各研究機関内の他部署等にノウハウを共有するなど、組織としてのリスクマネジメントを実施していくうえで活用されることが見込まれるものであるか。

ウ) 事業の有効性・実現性

- 研究機関等全体として取り組む本事業の位置づけなどが RS/RI の取組の中で適切かつ明確に位置づけられており、本事業を実行することで、研究機関等におけるリスクマネジメントの取組が強化されるものとなっているか。

(3) 選定方法・選定結果の通知

採択機関の選定は、書面による一次審査及びヒアリングによる二次審査によって行うものとする。ただし、応募状況に応じて、一次審査を実施しないことがある。審査委員、採択機関及びその提案内容、不採択の理由等はいずれも公表しない。

選定結果は、令和7年4月上旬頃、申請した研究機関等へ文書により通知する。(状況に応じて、通知時期は前後する可能性がある。)

なお、内閣府職員及び事業者を含む審査会に携わる者は、採択の可否に関わらず一連の審査・評価で取得した提案書の情報を厳守するとともに、評価関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないことが義務付けられる。

11 .その他事業実施に際しての留意事項

- (1) 本事業実施中、事業者を通じて内閣府科学技術・イノベーション推進事務局より必要に応じて、事業の進捗状況等をヒアリングすることがある。その際、受託者はそれに応じなければならない。
- (2) 本公募要領8.に定める実施報告とは別途、本事業の成果として、令和7年度に政府において策定される手順書に基づく、採択機関における RS/RI に関する内規や実施要領等

を整備し(既存の研究インテグリティの内規や実施要領の改訂による対応可)、令和8年度中に内閣府へ提出を求める。

- (3) 本事業終了後、実施結果のフォローアップ(事業終了後の取組状況や、他機関への展開・波及状況の確認)等のため、ヒアリング等により内閣府科学技術・イノベーション推進事務局への報告が求められる場合がある。
- (4) 間接経費の配分を受ける研究機関等においては、間接経費の使用に当たり、研究機関等の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。

12. 不正使用及び不正受給への対応

本事業費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、以下のとおり厳格に対応する。

(1) 本事業費の不正使用等があると認められた場合の措置

(i) 採択通知の取消し等の措置

不正使用等が認められた場合、不正使用等の重大性などを考慮しつつ、事業者との委託契約の取消し・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。

(ii) 不正事案の公表について

本事業費の不正使用等を行った者(研究機関等)や、本事業に直接関与していないが善管注意義務に違反した者は、当該不正事案の概要(研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された事業費の額、不正に関与した者の数など)について、原則、公表する。

13. 交付対象経費間流用について

交付対象経費間流用については、内閣府の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内とする。

以上